

消費者基本計画（新旧対照表）

（下線部分は変更部分）

| 変更前（旧） | 変更後（新） |
|---|---|
| <p>第1 「消費者基本計画」策定の趣旨 ～消費者政策の新たなステージ～ （略）</p> <p>第2 消費者政策の基本的方向</p> <p>消費者基本法は、消費者政策の推進は、「消費者の権利の尊重」と「消費者の自立の支援」を基本とするとともに、高度情報通信社会の進展、消費生活の国際化の進展、環境の保全などに配慮して行われなければならないことを定めています。</p> <p>また、国会における消費者庁等設置関連法案の審議において、地方公共団体の消費者行政の重要性とこれに対する国の支援の必要性が指摘され、このことは関連法案の附則や審議における附帯決議においても示されています。</p> <p>政府としては、消費者基本法の規定や、関連法案の国会における審議、関連法案の附則及び附帯決議などを踏まえ、また、高齢者や子ども、障害者など消費者の年齢その他の特性に配慮するという観点に留意しつつ、この「消費者基本計画」が目指す消費者政策の基本的な枠組みと主な課題及びこれらを踏まえた重点的な取組を、以下のとおり取りまとめました。</p> <p>1 消費者の権利の尊重と消費者の自立の支援 （略）</p> | <p>第1 「消費者基本計画」策定の趣旨 ～消費者政策の新たなステージ～ （略）</p> <p>第2 消費者政策の基本的方向</p> <p>消費者基本法は、消費者政策の推進は、「消費者の権利の尊重」と「消費者の自立の支援」を基本とするとともに、高度情報通信社会の進展、消費生活の国際化の進展、環境の保全などに配慮して行われなければならないことを定めています。</p> <p>また、国会における消費者庁等設置関連法案の審議において、地方公共団体の消費者行政の重要性とこれに対する国の支援の必要性が指摘され、このことは関連法案の附則や審議における附帯決議においても示されています。</p> <p>政府としては、消費者基本法の規定や、関連法案の国会における審議、関連法案の附則及び附帯決議などを踏まえ、また、高齢者や子ども、障害者など消費者の年齢その他の特性に配慮するという観点に留意しつつ、この「消費者基本計画」が目指す消費者政策の基本的な枠組みと主な課題及びこれらを踏まえた重点的な取組を、以下のとおり取りまとめました。</p> <p><u>なお、取組を進めるに当たり、平成23年3月の東日本大震災への対応については、分かりやすい情報提供、被害を受けた自治体の支援、被災者の生活再建支援等のうち、消費者の利益の擁護の観点から必要となる各施策を適切に実施してまいります。</u></p> <p>1 消費者の権利の尊重と消費者の自立の支援 （略）</p> |

| 変更前（旧） | 変更後（新） |
|--|--|
| <p data-bbox="125 135 1106 215">2 地方公共団体、消費者団体等との連携・協働と消費者政策の実効性の確保・向上</p> <p data-bbox="125 279 566 311">（１）地方公共団体への支援・連携</p> <p data-bbox="141 327 1106 598">消費生活の現場を支えるとともに、国の行政との協働が求められる地方消費者行政の強化について、政府は、各地域の社会的、経済的状況も踏まえて、強力な支援を行い、地方公共団体との連携を強化します。特に、<u>第一線で取り組んでいる相談員を始めとする人材の確保や能力の向上、地域での様々な関係者・関係団体の参加や連携の推進、国の行政と現場における双方向の連携強化への支援や環境づくりに取り組みます。</u></p> <p data-bbox="147 710 1106 885">その際、「集中育成・強化期間」（平成 21 年度～23 年度）における積極的かつ集中的な取組を行いつつ、「集中育成・強化期間」後の地方消費者行政については、その望ましい姿や国による支援の在り方について消費者委員会で検討し、その結果を踏まえて強化に取り組みます。</p> <p data-bbox="147 901 365 933"><重点的な取組></p> <p data-bbox="163 949 1106 1029">「地方消費者行政の充実・強化のためのプラン」に基づく施策の推進、「集中育成・強化期間」後に向けた取組を実施します。</p> <p data-bbox="125 1093 387 1125">（２）～（３）（略）</p> <p data-bbox="125 1189 537 1220">（４）行政組織体制の充実・強化</p> <p data-bbox="141 1236 1106 1460">政府は、公務員に対する十分な消費者教育・研修を実施することにより消費者行政を担う人材の育成を行うとともに、各府省庁及び関係機関における消費者担当部局の強化を行い、消費者の立場に立った政策を十分に遂行し得るような行政組織の整備と行政運営の改善を図るなどの必要な施策を講じます。</p> <p data-bbox="170 1476 1106 1508">消費者庁については、消費者行政の司令塔・エンジン役としての役割が発</p> | <p data-bbox="1167 135 2148 215">2 地方公共団体、消費者団体等との連携・協働と消費者政策の実効性の確保・向上</p> <p data-bbox="1167 279 1608 311">（１）地方公共団体への支援・連携</p> <p data-bbox="1182 327 2148 694"><u>消費生活の現場を支えるとともに、国の行政との協働が求められる地方消費者行政の強化について、政府は、各地域の社会的、経済的状況も踏まえて、強力な支援を行い、地方公共団体との連携を強化します。特に、消費生活センターの相談処理や啓発の能力を高めるため、国民生活センターと連携して、地方公共団体の職員、消費生活相談員を対象とした研修に重点を置き、地方の主要都市において消費生活相談員養成講座や専門事例講座等を実施するとともに、地域での様々な関係者・関係団体の参加や連携の推進、国の行政と現場における双方向の連携強化への支援や環境づくりに取り組みます。</u></p> <p data-bbox="1189 710 2148 885">その際、「集中育成・強化期間」（平成 21 年度～23 年度）における積極的かつ集中的な取組を行いつつ、「集中育成・強化期間」後の地方消費者行政については、その望ましい姿や国による支援の在り方について消費者委員会で検討し、その結果を踏まえて強化に取り組みます。</p> <p data-bbox="1189 901 1406 933"><重点的な取組></p> <p data-bbox="1205 949 2148 1029">「地方消費者行政の充実・強化のためのプラン」に基づく施策の推進、「集中育成・強化期間」後に向けた取組を実施します。</p> <p data-bbox="1167 1093 1429 1125">（２）～（３）（略）</p> <p data-bbox="1167 1189 1579 1220">（４）行政組織体制の充実・強化</p> <p data-bbox="1182 1236 2148 1460">政府は、公務員に対する十分な消費者教育・研修を実施することにより消費者行政を担う人材の育成を行うとともに、各府省庁及び関係機関における消費者担当部局の強化を行い、消費者の立場に立った政策を十分に遂行し得るような行政組織の整備と行政運営の改善を図るなどの必要な施策を講じます。</p> <p data-bbox="1211 1476 2148 1508">消費者庁については、消費者行政の司令塔・エンジン役としての役割が発</p> |

| 変更前（旧） | 変更後（新） |
|--|---|
| <p>揮されているかを常に点検し、求められる役割が十分に果たせるよう、その体制の整備に努めます。特に、本計画の遂行を確実にするため、食の安全・安心の確保、情報の分析・原因の究明及び消費者教育の推進に関する司令塔・エンジン役の役割について、体制の拡充を図ります。</p> <p><u>また、国民生活センターについて、消費者相談の充実、商品テスト機能の強化、啓発活動の推進によって、消費者トラブルの予防、消費者被害の救済や被害の再発防止を担う中核機関として同様に点検を行い、その体制の整備に努めます。</u></p> <p>3 経済社会の発展への対応 （略）</p> <p>第3 「消費者基本計画」の検証・評価・監視 （略）</p> | <p>揮されているかを常に点検し、求められる役割が十分に果たせるよう、その体制の整備に努めます。特に、本計画の遂行を確実にするため、食の安全・安心の確保、情報の分析・原因の究明及び消費者教育の推進に関する司令塔・エンジン役の役割について、体制の拡充を図ります。</p> <p><u>また、国民生活センターについては、消費者庁の機能を強化する中で、消費者行政全体の機能強化の観点から、各機能を消費者庁へ一元化することを含め、法人の在り方をさらに検討します。</u></p> <p>3 経済社会の発展への対応 （略）</p> <p>第3 「消費者基本計画」の検証・評価・監視 （略）</p> |

変更前（旧）

【具体的施策】

今後5年間に講ずべき具体的施策は、以下のとおりです。

1 消費者の権利の尊重と消費者の自立の支援

(1) 消費者の安全・安心の確保

ア 情報を必要とする消費者に確実に届くよう、迅速かつ的確な情報の収集・発信の体制を整備します。

| 施策番号 | 具体的施策 | 担当省庁等 | 実施時期 |
|------|--|------------------|--|
| 1 | <p>全国消費生活情報ネットワーク・システム（PIO-NET）の刷新を円滑に実施します。</p> <p>また、受け付けた相談情報をオンライン登録することにより、必要な情報が作成され次第、速やかに集約され、関係機関や相談員にとって、入力作業を含め使い勝手の良い仕組みを構築します。</p> <p>さらに、国におけるPIO-NET 端末の設置基準に関する検討を踏まえ、関係機関にこれを追加配備します。</p> | 消費者庁 国民生活センター | <p>前段について、平成22年度当初から実施します。</p> <p>中後段について、順次実施します。</p> |
| 2 | <p>関係行政機関、関係機関、地方公共団体等から消費者事故情報等を一元的に集約するための事故情報データベースを構築し、個人情報保護に配慮しつつ十分な開示を行い、広く国民からの利用が可能な運用を行います。</p> | 消費者庁 国民生活センター | 直ちに着手し、継続的に実施します。 |

変更後（新）

【具体的施策】

今後5年間に講ずべき具体的施策は、以下のとおりです。

1 消費者の権利の尊重と消費者の自立の支援

(1) 消費者の安全・安心の確保

ア 情報を必要とする消費者に確実に届くよう、迅速かつ的確な情報の収集・発信の体制を整備します。

| 施策番号 | 具体的施策 | 担当省庁等 | 実施時期 |
|------|---|-------|--|
| 1 | <p>国民生活センターと連携して、全国消費生活情報ネットワーク・システム（PIO-NET）の刷新を円滑に実施します。</p> <p>PIO-NET に関し、相談員の入力負担の軽減や情報分析機能の向上に資するため、国民生活センターと連携して、複雑なキーワードを付与する方式の見直しによる検索の効率化や、新たな技術の導入による入力負担の軽減など抜本的な刷新に取り組みます。</p> <p>国におけるPIO-NET 端末の設置基準に関する検討を踏まえ、国民生活センターと連携して、関係機関にこれを追加配備します。</p> | 消費者庁 | <p>実施済み。</p> <p>直ちに検討を開始します。</p> <p>一部実施済み^(注1)。また、適格消費者団体への設置については、平成23年度内に利用可能となるよう具体化を進めます。</p> |
| 2 | <p>関係行政機関、関係機関、地方公共団体等から消費者事故情報等を一元的に集約するための事故情報データベースを構築し、個人情報保護に配慮しつつ十分な開示を行い、国民生活センターと連携して広く国民からの利用が可能な運用を行います。</p> | 消費者庁 | 直ちに着手し、継続的に実施します。 |

(注1) 経済産業局や公正取引委員会地方事務所等において利用可能となるよう対応。

| 変更前（旧） | | | | 変更後（新） | | | |
|--------|---|-------------------------|--|--------|---|---------------|---|
| 施策番号 | 具体的施策 | 担当省庁等 | 実施時期 | 施策番号 | 具体的施策 | 担当省庁等 | 実施時期 |
| 3 | (略) | | | 3 | (略) | | |
| 4 | 消費者安全法及び消費生活用製品安全法における事故情報の報告・公表制度の拡充については、消費者安全法等に基づく情報収集を着実に実施し、重大事故以外の情報の収集状況、消費生活用製品以外の事故情報の収集状況等の検証を行います。 これらに基づき、消費者委員会での検討を踏まえながら、 <u>必要な措置を講じます。</u> | 消費者庁 関係省庁等 | 前段について、継続的に実施します。 <u>後段について、平成 23 年度中に結論を得ます。</u> | 4 | 消費者安全法及び消費生活用製品安全法における事故情報の報告・公表制度の拡充については、消費者安全法等に基づく情報収集を着実に実施し、重大事故以外の情報の収集状況、消費生活用製品以外の事故情報の収集状況等の検証を行います。 これらに基づき、消費者委員会での検討を踏まえながら、 <u>収集する事故情報の範囲等の拡大について検討を行います。また、公表する事故情報の範囲等を拡大します。</u> | 消費者庁 関係省庁等 | 前段について、継続的に実施します。 <u>後段のうち、収集する事故情報の範囲等の拡大の検討について、継続的に実施します。公表する事故情報の範囲等の拡大は平成 22 年度に一部実施済み。</u> |
| 5 | (略) | | | 5 | (略) | | |
| 6 | PIO-NET 等で収集される情報を分析することによって、消費者被害の発生の動向を常時的確に把握し、注意喚起や商品テスト情報の提供をタイムリーに行います。 | 消費者庁 <u>国民生活センター</u> | <u>直ちに実施</u> します。 | 6 | PIO-NET 等で収集される情報を分析することによって、消費者被害の発生の動向を常時的確に把握し、 <u>国民生活センターと連携して、注意喚起や商品テスト情報の提供をタイムリーに行います。</u> | 消費者庁 | <u>継続的に実施</u> します。 |
| 7 | リコール情報を一元的に収集し、消費者へ分かりやすく情報提供します。 また、各種リコール情報を消費者の特性を考慮して分かりやすく周知する方策について検討します。 | 消費者庁 関係省庁等 | <u>直ちに着手</u> します。 | 7 | リコール情報を一元的に収集し、消費者へ分かりやすく情報提供します。 また、各種リコール情報を消費者の特性を考慮して分かりやすく周知する方策について検討します。 | 消費者庁 関係省庁等 | 前段については、 <u>リコール情報を提供するサイトの改善を引き続き実施</u> します。後段は、 <u>引き続き検討を進め、平成 24 年度までに結論を得</u> ます。 |

| 変更前（旧） | | | | 変更後（新） | | | |
|--------|---|---------------|---|---|---|---------------|---|
| 施策番号 | 具体的施策 | 担当省庁等 | 実施時期 | 施策番号 | 具体的施策 | 担当省庁等 | 実施時期 |
| 8 | <p>自動車のリコールの迅速かつ着実な実施のため、自動車メーカー等及びユーザーからの情報収集に努め、自動車メーカー等への監査を実施するとともに、安全・環境性に疑義のある自動車については独立行政法人交通安全環境研究所において現車確認等による技術的検証を行います。</p> <p>さらに、リコール制度に関し、ユーザーの立場に立ったものとなるよう検討します。</p> <p>また、ユーザーに対し、自動車の不具合に対する関心を高めるためのリコール関連情報等の提供を行います。</p> | 国土交通省 | <p>前段について、<u>継続的に実施</u>します。</p> <p>中段について、<u>引き続き検討</u>します。</p> <p>後段について、<u>継続的に実施</u>します。</p> | 8 | <p>自動車のリコールの迅速かつ着実な実施のため、自動車メーカー等及びユーザーからの情報収集に努め、自動車メーカー等への監査を実施するとともに、安全・環境性に疑義のある自動車については独立行政法人交通安全環境研究所において現車確認等による技術的検証を行います。</p> <p>さらに、リコール制度に関し、ユーザーの立場に立ったものとなるよう<u>情報収集体制及び調査分析体制の強化を図り適切に実施</u>します。</p> <p>また、ユーザーに対し、自動車の不具合に対する関心を高めるためのリコール関連情報等の提供を行います。</p> | 国土交通省 | <u>継続的に実施</u> します。 |
| 9 | <p>子どもの事故防止について、国自らの取組を加速化・重点化するとともに、家庭、学校、サークル、消費者団体、事業者、自治体等の取組を促進する「子どもを事故から守る！プロジェクト」を展開します。</p> <p>また、子どもに対するライターの使用の安全対策を検討します。</p> | 消費者庁 関係省庁等 | <p>前段について、<u>継続的に実施</u>します。</p> <p>後段について、<u>引き続き検討</u>します。</p> | 9 | <p>子どもの事故防止について、国自らの取組を加速化・重点化するとともに、家庭、学校、サークル、消費者団体、事業者、自治体等の取組を促進する「子どもを事故から守る！プロジェクト」を展開します。</p> <p>また、子どもに対するライターの使用の安全対策を検討します。</p> | 消費者庁 関係省庁等 | <p>前段について、<u>継続的に実施</u>します。</p> <p>後段について、<u>実施済み</u>^(注9)。</p> |
| | | | | <p>(注9) 平成22年度に消費生活用製品安全法の関係政省令を改正。使い捨てライター等を特別特定製品に指定し、チャイルドレジスタンス機能を義務化。施行は平成23年9月。</p> | | | |

| 変更前（旧） | | | | 変更後（新） | | | |
|---------------------------|---|---------------|---|---------------------------|---|---------------|--|
| 施策番号 | 具体的施策 | 担当省庁等 | 実施時期 | 施策番号 | 具体的施策 | 担当省庁等 | 実施時期 |
| 10 | <p>関連団体と協力し、子どもの安全安心と健やかな成長発達を目指したデザイン「キッズデザイン」の推進や ST マークなどの適切な運用により、事故の予防を図ります。</p> <p><u>また、繰り返し起きています子ども等の類似事故の予防として、消費者庁などに収集される事故情報を基に、人間特性・行動分析に強みを持つ研究者による原因究明等の科学的知見を企業や業界団体に提供し、事故予防に配慮された安全・安心な製品開発や業界標準の作成等を支援するとともに、製品の選択や使い方等に関して消費者へ情報提供を行います。</u></p> | 経済産業省 | <p>前段について、継続的に実施します。</p> <p>後段について、<u>平成 22 年度から平成 24 年度に実施します。</u></p> | 10 | <p>関連団体と協力し、子どもの安全安心と健やかな成長発達を目指したデザイン「キッズデザイン」の推進や ST マークなどの適切な運用により、事故の予防を図ります。</p> <p><u>キッズデザインによる製品市場の拡大を目指し、消費者庁等に収集される事故情報や産業界が有する技術的課題等を基に、人間特性・行動分析に強みを持つ研究者と企業等との共同による原因究明等を行います。得られる科学的知見を業種横断的に設計・デザインにおいて利用できる共通基盤として整備し、持続的に企業・業界団体等に提供・共有する体制を検討します。また、キッズデザイン製品等に関する理解を広めるため、社会全体への効果的な情報発信を行います。</u></p> | 経済産業省 | <p>前段について、継続的に実施します。</p> <p>後段について、<u>平成 23 年度から平成 24 年度に実施します。</u></p> |
| 11 | (略) | | | 11 | (略) | | |
| イ 情報の分析・原因究明を的確かつ迅速に進めます。 | | | | イ 情報の分析・原因究明を的確かつ迅速に進めます。 | | | |
| 施策番号 | 具体的施策 | 担当省庁等 | 実施時期 | 施策番号 | 具体的施策 | 担当省庁等 | 実施時期 |
| 12 | (略) | | | 12 | (略) | | |
| 13 | <p>消費者庁は、消費者事故の独立した公正かつ網羅的な調査機関の在り方について検討します。消費者委員会による調査審議を踏まえながら、関係省庁・機関の協力を得て、最も効果的に機能する仕組みを構築します。</p> | 消費者庁 関係省庁等 | <p><u>平成 22 年度に検討を開始し、平成 23 年度のなるべく早い時期に結論を得ます。</u></p> | 13 | <p>消費者庁は、消費者事故の独立した公正かつ網羅的な調査機関の在り方について検討します。消費者委員会による調査審議を踏まえながら、関係省庁・機関の協力を得て、最も効果的に機能する仕組みを構築します。</p> | 消費者庁 関係省庁等 | <p><u>実施済み。</u></p> <p><u>（平成 23 年 5 月「事故調査機関の在り方に関する検討会」取りまとめ）</u></p> <p><u>施策番号 13-2、13-2-2、13-3 を進めます。</u></p> |

| 変更前（旧） | | | | 変更後（新） | | | |
|--------|--|-------|------------------------------------|------------|---|---|---|
| 施策番号 | 具体的施策 | 担当省庁等 | 実施時期 | 施策番号 | 具体的施策 | 担当省庁等 | 実施時期 |
| (新設) | | | | 13-2 | 消費者庁は、「事故調査機関の在り方に関する検討会」の取りまとめを踏まえ、既存の関連機関の規制行政のための機能との両立なども踏まえた関係の在り方の検討、既存の関連機関の機能や有識者の知見を活かした連携やネットワークづくり、事故調査と刑事手続との関係の整理なども進めながら、消費者安全の確保のために必要な事故調査が十分になされているとはいえない生命・身体分野の消費者事故等の調査を行う体制を整備します。 | 消費者庁 警察庁 法務省 経済産業省 国土交通省 関係省庁等 | 体制整備について、平成 23 年度中に必要な準備を進め、平成 24 年度中の体制の具体化を目指します。 |
| (新設) | | | | 13-2 -2 | 「事故調査機関の在り方に関する検討会」の取りまとめを踏まえ、消費者事故等の調査の公正・独立についての評価、複数の事故調査機関相互の調整・連携、事故調査の申出への対応等の機能を果たすため、消費者委員会の役割を含めて必要な検討を行い、体制を整備します。 | 消費者庁 | 速やかに検討を行い、施策番号 13-2 の体制の整備に反映します。 |
| (新設) | | | | 13-3 | 医療分野における事故の原因究明及び再発防止の仕組みの在り方について、必要な検討を行います。 | 厚生労働省 関係省庁等 | 平成 23 年度中に必要な検討を開始します。 |
| 14 | (略) | | | 14 | (略) | | |
| 15 | 昇降機や遊戯施設に係る事故情報・不具合情報の分析、再発防止の観点からの事故発生原因解明に係る調査、再発防止対策等に係る調査・検討を踏まえ、必要な技術基準の見直しを行うとともに、調査結果を報告書として公表します。また、事故に係る調査体制の充実を図りつつ、調査機関の在り方について検討します。 | 国土交通省 | 前段について、継続的に実施します。後段について、引き続き検討します。 | 15 | 昇降機や遊戯施設に係る事故情報・不具合情報の分析、再発防止の観点からの事故発生原因解明に係る調査、再発防止対策等に係る調査・検討を踏まえ、必要な技術基準の見直しを行うとともに、調査結果を報告書として公表します。また、事故に係る調査体制の充実を図りつつ、調査機関の在り方について検討します。 | 消費者庁 国土交通省 | 前段について、継続的に実施します。後段について、引き続き検討します。 |
| 16 | (略) | | | 16 | (略) | | |

| 変更前（旧） | | | | 変更後（新） | | | |
|-----------------------------|--|--|---------------------------------------|--|--|--|--|
| 施策番号 | 具体的施策 | 担当省庁等 | 実施時期 | 施策番号 | 具体的施策 | 担当省庁等 | 実施時期 |
| 17 | 製品評価技術基盤機構などの関連機関が保有する製品事故情報等の共有化、技術・知見の活用を図るとともに、商品テストの実施に当たっては、各法人の特性を活用した役割分担を促進します。また、 <u>商品テスト機能を強化するため、人的体制の整備及びテストに必要な機器等の更新・整備を図ります。</u> | <u>国民生活センター</u> | <u>継続的に実施します。</u> | 17 | <u>国民生活センターにおいて、製品評価技術基盤機構などの関連機関が保有する製品事故情報等の共有化、技術・知見の活用を図るとともに、商品テストの実施に当たっては、各法人の特性を活用した役割分担を促進します。また、<u>自治体からのテスト依頼への対応や、技術的な調査・分析機能を強化するため、手法の改善に取り組みます。</u></u> | 消費者庁 | <u>一部実施済み（注17）。引き続き、関連機関との連携を促進するなど、継続的に実施します。</u> |
| 18～19 | （略） | | | 18～19 | （略） | | |
| ウ 食の安全・安心を確保するための施策に取り組みます。 | | | | ウ 食の安全・安心を確保するための施策に取り組みます。 | | | |
| 施策番号 | 具体的施策 | 担当省庁等 | 実施時期 | 施策番号 | 具体的施策 | 担当省庁等 | 実施時期 |
| 20 | 食品安全基本法第21条第1項に規定する「 <u>基本的事項</u> 」を内閣府及び消費者庁における所要の体制整備を図った上で改定し、それに基づいて、食品の安全性の確保のために必要な措置を講じます。 | 消費者庁 内閣府 食品安全委員会 厚生労働省 農林水産省 環境省 関係省庁等 | <u>「基本的事項」の改定は、平成22年度の早い時期に着手します。</u> | 20 | 食品安全基本法第21条第1項に規定する「 <u>基本的事項</u> 」を内閣府及び消費者庁における所要の体制整備を図った上で改定し、それに基づいて、食品の安全性の確保のために必要な措置を講じます。 | 消費者庁 内閣府 食品安全委員会 厚生労働省 農林水産省 環境省 関係省庁等 | <u>継続的に実施します。</u> |
| | | | | （注17） 国民生活センターと製品評価技術基盤機構、農林水産消費安全技術センターとの間で、国民生活センターの商品テスト事業に必要な分析の実施を依頼できるよう協定を締結。 | | | |

| 変更前（旧） | | | | 変更後（新） | | | |
|--------|--|--|---|--------|--|--|--|
| 施策番号 | 具体的施策 | 担当省庁等 | 実施時期 | 施策番号 | 具体的施策 | 担当省庁等 | 実施時期 |
| 21 | 関係省庁等は、食品の安全性に関するリスクコミュニケーションを推進します。 消費者庁においては、所要の体制整備を図った上で、関係行政機関等の協力を得て、消費者に身近な地方公共団体や消費者団体等との連携を図りながら、消費者の立場に立ったリスクコミュニケーションの一層の促進のために必要な措置を講じます。 | 消費者庁 食品安全委員会 厚生労働省 農林水産省 環境省 | <u>前段について、継続的に実施します。</u> <u>後段について、直ちに着手し、継続的に実施します。</u> | 21 | 関係省庁等は、食品の安全性に関するリスクコミュニケーションを推進します。 消費者庁においては、所要の体制整備を図った上で、関係行政機関等の協力を得て、消費者に身近な地方公共団体や消費者団体等との連携を図りながら、消費者の立場に立ったリスクコミュニケーションの一層の促進のために必要な措置を講じます。 | 消費者庁 食品安全委員会 厚生労働省 農林水産省 環境省 | <u>継続的に実施します。</u> |
| 22 | (略) | | | 22 | (略) | | |
| 23 | リスク評価機関の機能強化や、リスク管理機関を一元化した「食品安全庁」について、関係省庁の連携の下、検討を行います。 | 消費者庁 食品安全委員会 厚生労働省 農林水産省 関係省庁等 | <u>平成 22 年度以降検討を開始します。</u> | 23 | リスク評価機関の機能強化や、リスク管理機関を一元化した「食品安全庁」について、関係省庁の連携の下、検討を行います。 | 消費者庁 食品安全委員会 厚生労働省 農林水産省 関係省庁等 | <u>リスク評価機関の機能強化については、平成 22 年度における施策の実施状況等を踏まえ^(注 23)、平成 23 年度においても、継続的に取組を実施します。</u> <u>リスク管理機関を一元化した「食品安全庁」については、平成 23 年度以降検討を開始します。</u> |
| 24～26 | (略) | | | 24～26 | (略) | | |

(注 23) 平成 22 年度中にガイドラインの作成等を実施。

| 変更前（旧） | | | | 変更後（新） | | | |
|--------|---|-------|---|--------|---|-------|------------|
| 施策番号 | 具体的施策 | 担当省庁等 | 実施時期 | 施策番号 | 具体的施策 | 担当省庁等 | 実施時期 |
| 27 | 食品のリコール社告の規格化の必要性について、消費者、事業者及び関係省庁等の意見を聴取し、必要性が認められた場合には、規格化に着手します。 | 農林水産省 | 平成 22 年度中に、食品のリコール社告の規格化の必要性について結論を得ます。 | 27 | 食品のリコール社告を出す際に「消費生活用製品のリコール社告の記載項目及び作成方法」(JIS S 0104:2008)を参考とするよう周知します。 | 農林水産省 | 継続的に実施します。 |
| 28～31 | (略) | | | 28～31 | (略) | | |
| 32 | 我が国の主要食料輸入国や食の安全問題に関わりの深い国際機関等を所管する在外公館において、個別事例への対応、各国政府・国際機関との連絡体制の強化に取り組みます。 | 外務省 | 継続的に実施します。 | 32 | 我が国の主要食料輸入国や食の安全問題に関わりの深い国際機関等を所管する在外公館において、個別事例への対応、各国政府・国際機関との連絡体制の強化、また、国内においては消費者庁を含む国内関係省庁・機関との連絡体制の強化に取り組みます。 | 外務省 | 継続的に実施します。 |
| 33～34 | (略) | | | 33～34 | (略) | | |

変更前（旧）

エ その他、消費者の安全・安心の確保のための施策を着実に実施します。

| 施策番号 | 具体的施策 | 担当省庁等 | 実施時期 |
|-----------|--|---------------------------|---|
| 35 | 消費者被害の発生又は拡大の状況等を勘案し、消費者委員会の意見を聞きながら、消費者の財産に対する重大な被害を含め重大事故等の範囲について検討を加え、必要な措置を講じます。 | 消費者庁 経済産業省 関係省庁等 | 平成 22 年度中に結論を得て、平成 24 年 9 月までに必要な措置を講じます。 |
| 36～ 37 | (略) | | |
| 38 | 製造物責任法に関連する裁判例及び裁判外紛争解決事例について、消費者庁は、関係省庁・関係機関の協力体制を整備して収集を行い、これを整理して取りまとめ、消費者庁ウェブサイト等で公表します。 | 消費者庁 国民生活センター 関係省庁等 | 継続的に実施します。 |
| 39～ 40 | (略) | | |

変更後（新）

エ その他、消費者の安全・安心の確保のための施策を着実に実施します。

| 施策番号 | 具体的施策 | 担当省庁等 | 実施時期 |
|-----------|--|---------------|---|
| 35 | 消費者被害の発生又は拡大の状況等を勘案し、消費者委員会の意見を聞きながら、消費者の財産に対する重大な被害に係る重大事故等の範囲について検討を加え、必要な措置を講じます。 | 消費者庁 関係省庁等 | <u>財産分野の消費者被害事案に対する、被害者を救済するための制度についての検討と併せて引き続き検討を行い、平成 24 年 9 月までに必要な措置を講じます。</u> |
| 36～ 37 | (略) | | |
| 38 | 製造物責任法に関連する裁判例及び裁判外紛争解決事例について、消費者庁は、関係省庁及び国民生活センターなど関係機関との協力体制を整備して収集を行い、これを整理して取りまとめ、消費者庁ウェブサイト等で公表します。 | 消費者庁 関係省庁等 | 継続的に実施します。 |
| 39～ 40 | (略) | | |

| 変更前（旧） | | | | 変更後（新） | | | |
|---|---|-------|-------------------|--|--|---------------|---|
| (1) 消費者の安全・安心の確保 | | | | (1) 消費者の安全・安心の確保 | | | |
| ア 情報を必要とする消費者に確実に届くよう、迅速かつ的確な情報の収集・発信の体制を整備します。 | | | | ア 情報を必要とする消費者に確実に届くよう、迅速かつ的確な情報の収集・発信の体制を整備します。 | | | |
| 施策番号 | 具体的施策 | 担当省庁等 | 実施時期 | 施策番号 | 具体的施策 | 担当省庁等 | 実施時期 |
| 41 | (略) | | | 41 | (略) | | |
| (旧44) | | | | 41-2 <u>通信販売等について、特定商取引法の執行を補完する取組として、通信販売事業者に対し不適切な広告の改善を促すとともに、インターネット・サービス・プロバイダや金融庁などに対し、違法な電子メール広告等の情報を提供することにより、ウェブサイトの削除や口座の停止等を促します。</u> | | | |
| 42～43 | (略) | | | 42～43 | (略) | | |
| 44 | <u>通信販売等について、特定商取引法の執行を補完する取組として、通信販売事業者に対し不適切な広告の改善を促すとともに、インターネット・サービス・プロバイダや金融庁などに対し、違法な電子メール広告等の情報を提供することにより、ウェブサイトの削除や口座の停止等を促します。</u> | 消費者庁 | <u>継続的に実施します。</u> | (施策番号 41-2 へ移行) | | | |
| (新設) | | | | 44 | <u>マンション投資への悪質な勧誘から消費者を保護するため、契約締結前の行為規制及び契約締結後の消費者保護規定の充実について、実態把握の上、省令・通達改正で可能な措置は早急に講じるとともに、取引の安定性にも考慮して法的措置について検討し、結論を得ます。</u> | 消費者庁 国土交通省 | <u>省令・通達で対応可能な措置は平成23年度前半に検討し、結論を得て、措置を講じます。法的措置については平成23年度中に検討し結論を得ます。</u> |

| 変更前（旧） | | | | 変更後（新） | | | |
|--------|--|----------------|--|--------|--|----------------------|--|
| 施策番号 | 具体的施策 | 担当省庁等 | 実施時期 | 施策番号 | 具体的施策 | 担当省庁等 | 実施時期 |
| (新設) | | | | 44-2 | <p>貴金属等の買取業者による強引な自宅への訪問買取りから消費者を保護するため、被害実態を早急に把握の上、消費者への注意喚起等現行制度上可能な措置を講じます。</p> <p>その一方で、貴金属等の買取業者による強引な自宅への訪問買取りから消費者を保護するための法的措置について被害実態の正確な把握に努めつつ検討し、結論を得ます。</p> | 消費者庁 警察庁 経済産業省 | <p>平成 23 年度中できる限り早期に措置を講じます。</p> <p>平成 23 年度中に検討し結論を得ます。</p> |
| 45～46 | (略) | | | 45～46 | (略) | | |
| 47 | 商品取引所法等の迅速かつ厳正な執行を行います。また、商品先物取引法の施行後は、同法の迅速かつ適正な執行を行います。 | 農林水産省 経済産業省 | 商品取引所法については、平成 22 年度以降、継続的に実施します。また、商品先物取引法については、同法の施行後直ちに着手し、継続的に実施します。 | 47 | 商品先物取引法の迅速かつ適正な執行を行います。 | 農林水産省 経済産業省 | 継続的に実施します。 |
| 48 | 外国為替証拠金取引やファンドを取り扱う登録業者について、情報収集に努め、金融商品取引法を厳正に運用するとともに、投資家保護上必要な行政対応を実施していきます。当局による破産手続開始の申立てが可能な範囲を、一部の金融商品取引業者（証券会社）から、FX 取引業者やファンドの販売業者・運用業者も含めた金融商品取引業者全般に拡大する措置を盛り込んだ法案を国会に提出し、同法案の成立・施行後は、迅速かつ適切な運用を図ります。 | 金融庁 | 継続的に実施します。 | 48 | 外国為替証拠金取引やファンドを取り扱う登録業者について、情報収集に努め、金融商品取引法を厳正に運用するとともに、投資家保護上必要な行政対応を実施していきます。 また、当局からの破産手続開始の申立てについては、必要があれば、迅速かつ適切な運用を行います。 | 金融庁 | 引き続き実施します。 |

| 変更前（旧） | | | | 変更後（新） | | | |
|--------|--|-------|--|--------|---|-------|------------------------|
| 施策番号 | 具体的施策 | 担当省庁等 | 実施時期 | 施策番号 | 具体的施策 | 担当省庁等 | 実施時期 |
| 49～53 | (略) | | | 49～53 | (略) | | |
| 54 | 民間賃貸住宅の契約の適正化のため、「 <u>原状回復をめぐるトラブルとガイドライン</u> 」や「 <u>賃貸住宅標準契約書</u> 」の改訂に向けた検討を行います。 | 国土交通省 | 平成22年度から検討を開始します。 | 54 | 民間賃貸住宅の契約の適正化のため、「 <u>原状回復をめぐるトラブルとガイドライン</u> 」を再改訂し、「 <u>賃貸住宅標準契約書</u> 」については見直し検討後、改訂を行います。 | 国土交通省 | いずれも、平成23年度内の公表を目指します。 |
| 55 | 既存住宅流通やリフォーム工事に係る悪質事案の被害防止の観点から、事案の内容を公表します。さらに、被害者救済の観点から、保証・保険制度を充実させるとともに、保険を利用する事業者の登録制度の導入を図ります。 | 国土交通省 | 平成22年度からの実施を目指します。 | 55 | 既存住宅流通やリフォーム工事に係る悪質事案の被害防止の観点から、事案の内容を公表します。さらに、被害者救済の観点から、保証・保険制度を充実させるとともに、保険を利用する登録事業者の情報をウェブサイトで公表します。 | 国土交通省 | 継続的に実施します。 |
| 56 | リフォーム工事に係るトラブルの原因となる悪質な過剰請求、工事途中の追加請求、過大な工事による過大請求を消費者が事前に回避できるようにするため、消費者からの相談に応じて工事の内容や価格、事業者を確認すべき点等をアドバイスできるような体制を整備します。 | 国土交通省 | 平成22年度からの実施を目指します。 | 56 | リフォーム工事に係るトラブルの原因となる悪質な過剰請求、工事途中の追加請求、過大な工事による過大請求を消費者が事前に回避できるようにするため、消費者からの相談に応じて工事の内容や価格、事業者を確認すべき点等のアドバイスを行います。 | 国土交通省 | 継続的に実施します。 |
| 57 | ハウスメーカーの倒産による消費者の被害を未然に防止するため、工事の出来高に照らして適切な支払いを行うなどの対応をとるよう周知するとともに、完成保証制度の適正な運用について検討を行います。 | 国土交通省 | 前段について、継続的に実施します。 後段について、直ちに検討に着手します。 | 57 | ハウスメーカーの倒産による消費者の被害を未然に防止するため、工事の出来高に照らして適切な支払いを行うなどの対応をとるよう周知するとともに、完成保証制度の適正な運用について検討を行います。 | 国土交通省 | 継続的に実施します。 |
| 58～59 | (略) | | | 58～59 | (略) | | |

| 変更前（旧） | | | | 変更後（新） | | | |
|--------|--|--------------------|-------------------|--------|--|--------------------|----------------------------|
| 施策番号 | 具体的施策 | 担当省庁等 | 実施時期 | 施策番号 | 具体的施策 | 担当省庁等 | 実施時期 |
| 60 | <p>未公開株の取引等を利用した高齢者などを狙った詐欺的商法による新たな消費者被害の事案について、情報集約から取締りまでを一貫してかつ迅速に行う体制を構築して、取締りを強化します。また、高齢者に被害が集中していることを踏まえ、多様なチャネルを通じた注意喚起・普及啓発を強化します。さらに、被害の防止・回復の迅速化等に向けた制度の運用・整備の在り方についても検討を行います。</p> <p>特に、無登録業者による違法な勧誘行為について、国民に対する情報提供と注意喚起を一層充実させます。悪質な業者に対しては文書による警告を行うほか、<u>警察等関係行政機関との情報交換・意見交換を行うことにより</u>、被害の未然防止及び拡大防止を図ります。</p> | 消費者庁 警察庁 金融庁 | 継続的に実施・引き続き検討します。 | 60 | <p>未公開株、社債、ファンド取引等を利用した高齢者などを狙った詐欺的商法による新たな消費者被害の事案について、情報集約から取締りまでを一貫してかつ迅速に行う体制のもと、取締りを強化します。また、高齢者に被害が集中していることを踏まえ、多様なチャネルを通じた注意喚起・普及啓発を強化します。さらに、被害の防止・回復の迅速化等に向けた制度の運用・整備の在り方についても検討を行います。</p> <p>特に、無登録業者や無届募集者等による違法な勧誘行為について、国民に対する情報提供と注意喚起を一層充実させます。悪質な業者に対しては文書による警告を行うほか、<u>関係行政機関の間で情報交換・意見交換を行うことにより</u>、被害の未然防止及び拡大防止を図ります。</p> | 消費者庁 警察庁 金融庁 | 継続的に実施・引き続き検討します。 |
| 61 | いわゆる「マルチ取引」に関する苦情相談の実態を踏まえ効果的な対応策について検討します。 | 消費者庁 関係省庁等 | 平成22年度に着手します。 | 61 | いわゆる「マルチ取引」に関する苦情相談の実態を踏まえ効果的な対応策について検討します。 | 消費者庁 関係省庁等 | 過去の事例収集の結果等を踏まえ、引き続き検討します。 |
| 62 | 無登録業者による未公開株の販売やファンド業者による資金の流用等の詐欺的な事案が見られるところ、金融商品取引法違反行為を行う者に対する裁判所への差止命令の実効性を確保するため、 <u>罰則規定の整備を盛り込んだ法案を国会に提出し、同法案の成立・施行後は、差止命令の申立て制度の活用に向け関係者間で検討を進めます。</u> | 金融庁 | 引き続き検討します。 | 62 | 無登録業者等による未公開株の販売等やファンド業者による資金の流用等の詐欺的な事案が見られるところ、 <u>関係機関と連携し、金融商品取引法違反行為を行う者に対する裁判所への差止命令の申立て及びそのための調査の制度の活用を進めます。</u> | 金融庁 | 引き続き実施します。 |

| 変更前（旧） | | | | 変更後（新） | | | |
|--------|--|---------------|--|--------|--|---------------|--|
| 施策番号 | 具体的施策 | 担当省庁等 | 実施時期 | 施策番号 | 具体的施策 | 担当省庁等 | 実施時期 |
| 63 | (略) | | | 63 | (略) | | |
| 64 | 金融機関等に対し、不正利用口座に関する情報提供を行うとともに、広く一般に口座の不正利用問題に対する注意喚起を促す観点から、当該情報提供の状況等につき、四半期毎に公表を行います。 <u>振り込め詐欺救済法において、被害者に対して分配されずに預金保険機構に納められた納付金の在り方については、その後に犯罪に利用された口座ではなかったことが判明した口座名義人の救済のための留保という要請があること等を前提とした検討を行います。</u> | 金融庁 財務省 | 前段について、継続的に実施します。 後段について、引き続き検討します。 | 64 | 金融機関等に対し、不正利用口座に関する情報提供を行うとともに、広く一般に口座の不正利用問題に対する注意喚起を促す観点から、当該情報提供の状況等につき、四半期毎に公表を行います。 <u>「振り込め詐欺救済法に定める預保納付金を巡る諸課題に関するプロジェクトチーム」において、振り込め詐欺等の被害者に対して返金されずに預金保険機構に納められた納付金の具体的用途等について検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講じます。また、被害者への返金については、返金制度の周知徹底を図るとともに、金融機関による「被害が疑われる者」に対する連絡等の取組を更に促進することにより、返金率の向上に努めます。</u> | 金融庁 財務省 | 前段について、継続的に実施します。 後段について、引き続き検討します。 |
| 65～66 | (略) | | | 65～66 | (略) | | |
| 67 | 各省庁所管の公共料金等について、従来から消費者庁への協議や閣僚会議への付議を行ってきていますが、消費者庁・消費者委員会の関与の在り方を含め、その仕組みの見直しなどの検討を行い、必要な措置を講じます。 | 消費者庁 関係省庁等 | <u>平成22年度中を目途に結論を得ます。</u> | 67 | 各省庁所管の公共料金等について、従来から消費者庁への協議や閣僚会議への付議を行ってきていますが、消費者庁・消費者委員会の関与の在り方を含め、その仕組みの見直しなどの検討を行い、必要な措置を講じます。 | 消費者庁 関係省庁等 | <u>実施済み。</u> <u>（公共料金等の新規設定についても消費者庁との協議等を行うこととした。）</u> |
| 68 | (略) | | | 68 | (略) | | |

変更前（旧）

イ 表示・規格・計量の適正化を図るための施策を着実に推進します。

| 施策番号 | 具体的施策 | 担当省庁等 | 実施時期 |
|-------|---|-------|---|
| 69 | 食品表示に関する一元的な法律の制定など法体系の在り方については、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律、食品衛生法、健康増進法等の食品表示の関係法令を統一的に解釈・運用を行うとともに、現行制度の運用改善を行いつつ問題点を把握し、検討します。 | 消費者庁 | <u>平成 22 年度から検討を開始し、平成 23 年度以降、検討結果を踏まえ、必要な措置を講じます。</u> |
| 70～72 | (略) | | |
| 73 | トランス脂肪酸等の脂質を始めとする、栄養成分の表示の在り方について、検討を進めます | 消費者庁 | <u>引き続き検討します。</u> |
| 74～75 | (略) | | |

変更後（新）

イ 表示・規格・計量の適正化を図るための施策を着実に推進します。

| 施策番号 | 具体的施策 | 担当省庁等 | 実施時期 |
|-------|---|-------|---|
| 69 | 食品表示に関する一元的な法律の制定など法体系の在り方については、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律、食品衛生法、健康増進法等の食品表示の関係法令を統一的に解釈・運用を行うとともに、現行制度の運用改善を行いつつ問題点を把握し、検討します。 | 消費者庁 | <u>食品表示に関する一元的な法律について、平成 24 年度中の法案提出を目指します。</u> |
| 70～72 | (略) | | |
| 73 | トランス脂肪酸等の脂質を始めとする、栄養成分の表示の在り方について、検討を進めます。 | 消費者庁 | <u>施策を一部実施済み^(注73)。平成 23 年夏頃を目途に、栄養成分表示の義務化の方向性について取りまとめます。</u> |
| 74～75 | (略) | | |

(注73) トランス脂肪酸については、平成 23 年 2 月に、食品事業者による自主的な情報開示の取組を促進するため、「トランス脂肪酸の情報開示に関する指針」を取りまとめ、公表。

| 変更前（旧） | | | | 変更後（新） | | | |
|-----------|---|-------|---|-----------|---|---------------|--|
| 施策番号 | 具体的施策 | 担当省庁等 | 実施時期 | 施策番号 | 具体的施策 | 担当省庁等 | 実施時期 |
| 76 | 「健康食品の表示に関する検討会」において、特定保健用食品等健康増進法に基づく特別用途食品の表示制度の在り方、健康食品の表示の適正化を図るための表示基準及び執行の在り方等について論点整理を行い、消費者委員会へ報告し、その意見を踏まえ、所要の措置を講じます。 | 消費者庁 | 平成 22 年夏を <u>目途に論点整理を消費者委員会に報告します。</u> | 76 | 「健康食品の表示に関する検討会」において、特定保健用食品等健康増進法に基づく特別用途食品の表示制度の在り方、健康食品の表示の適正化を図るための表示基準及び執行の在り方等について論点整理を行い、消費者委員会へ報告し、その意見を踏まえ、所要の措置を講じます。 | 消費者庁 | <u>一部実施済み（注 76）。引き続き、特定保健用食品の広告を含む表示に係る考え方の明確化や健康食品の虚偽誇大広告への厳正対処等の措置を講じます。</u> |
| 77 | 健康食品に関する消費者の理解の促進を図るため、健康食品に関して正しい情報を提供できる体制の整備を図ります。 | 厚生労働省 | 継続的に実施します。 | 77 | 健康食品に関する消費者の理解の促進を図るため、健康食品に関して正しい情報を提供できる体制の整備を図ります。 | 消費者庁 厚生労働省 | 継続的に実施します。 |
| 78～ 86 | (略) | | | 78～ 86 | (略) | | |

(注 76) 平成 22 年 8 月に、「『健康食品の表示に関する検討会』論点整理」を取りまとめ。

| 変更前（旧） | | | | 変更後（新） | | | |
|---------------------------------|--|------------------------|---------------------------------------|--|--|------------------------|---|
| （３）消費者に対する啓発活動の推進と消費生活に関する教育の充実 | | | | （３）消費者に対する啓発活動の推進と消費生活に関する教育の充実 | | | |
| ア 消費者教育を体系的・総合的に推進します。 | | | | ア 消費者教育を体系的・総合的に推進します。 | | | |
| 施策番号 | 具体的施策 | 担当省庁等 | 実施時期 | 施策番号 | 具体的施策 | 担当省庁等 | 実施時期 |
| 87 | 消費者庁のリーダーシップのもと、関係省庁、学識経験者、消費者団体、教育関係者等をメンバーとする「消費者教育推進会議」を新たに開催し、これまでに蓄積された研究・実践の成果を生かして小学生から大学生、そして成人に至るまでの多様な消費者教育を、連携して体系的に進める体制を確立します。推進会議においては、社会教育における指針を各省庁で共有し普及させるなど施策の推進を図るとともに、関係省庁の消費者教育についての知見を共有しつつ、関係省庁が作成する消費者教育用教材や取組等の体系化を推進します。 また、消費者教育に関する法制の整備について検討を行います。 | 消費者庁 文部科学省 関係省庁等 | <u>平成 22 年度に着手します。</u> | 87 | 消費者庁のリーダーシップのもと、関係省庁、学識経験者、消費者団体、教育関係者等をメンバーとする「消費者教育推進会議」を新たに開催し、これまでに蓄積された研究・実践の成果を生かして小学生から大学生、そして成人に至るまでの多様な消費者教育を、連携して体系的に進める体制を確立します。推進会議においては、社会教育における指針を各省庁で共有し普及させるなど施策の推進を図るとともに、関係省庁の消費者教育についての知見を共有しつつ、関係省庁が作成する消費者教育用教材や取組等の体系化を推進します。 また、消費者教育に関する法制の整備について検討を行います。 | 消費者庁 文部科学省 関係省庁等 | <u>一部実施済み</u> <small>（注 87）。</small> <u>継続的に実施</u> <u>します。</u> |
| 88 | （略） | | | 88 | （略） | | |
| 89 | 消費者教育効果の測定手法や先進的教育手法等について、消費者教育を効率的・効果的に実施していく観点から検討を行います。 | 消費者庁 | <u>平成 22 年度から検討を開始</u> <u>します。</u> | 89 | 消費者教育効果の測定手法や先進的教育手法等について、消費者教育を効率的・効果的に実施していく観点から検討を行います。 | 消費者庁 | <u>一部実施済み</u> <small>（注 89）。</small> <u>継続的に実施</u> <u>します。</u> |
| 90 | （略） | | | 90 | （略） | | |
| | | | | <small>（注 87） 平成 22 年 11 月より消費者教育推進会議を開催。</small> <small>（注 89） 平成 22 年度に中学校の教育手法等について報告書を作成。</small> | | | |

変更前（旧）

| 施策番号 | 具体的施策 | 担当省庁等 | 実施時期 |
|------|---|---------------|--------------------------|
| 91 | 学校教育及び社会教育における消費者教育の推進方策について検討を行うとともに、大学及び社会教育において消費者教育を行う際の指針を作成します。 | 消費者庁 文部科学省 | <u>直ちに着手します。</u> |
| 92 | <u>国内外の学校教育及び社会教育における取組の調査を行うとともに取組事例集の作成・配布を実施します。</u> | 文部科学省 | <u>直ちに着手し、継続的に実施します。</u> |

イ 学校における消費者教育を推進・支援します。

| 施策番号 | 具体的施策 | 担当省庁等 | 実施時期 |
|------|--|---|------------------|
| 93 | (略) | | |
| 94 | 新学習指導要領の内容を反映した副読本や教材などの作成、 <u>それぞれの機関が有する情報や知識を活用した教育・啓発事業及び教員の指導力向上を目指したセミナーの開催等については、文部科学省や教育委員会と連携を図るとともに、外部の専門家などの協力も得ながら、学校における消費者教育に対する支援を行います。</u> | 消費者庁 金融庁 総務省 法務省 <u>国民生活センター</u> <u>金融広報中央委員会</u> 関係省庁等 | <u>直ちに着手します。</u> |
| 95 | 大学生等に対する消費者問題の情報提供及び啓発を行うとともに、 <u>大学生を対象とした効果的な内容・方法に関する調査研究を実施し、その成果を広く還元します。</u> | 文部科学省 | 継続的に実施します。 |

変更後（新）

| 施策番号 | 具体的施策 | 担当省庁等 | 実施時期 |
|------|---|---------------|---|
| 91 | 学校教育及び社会教育における消費者教育の推進方策について検討を行うとともに、大学及び社会教育において消費者教育を行う際の指針を作成します。 | 消費者庁 文部科学省 | <u>一部実施済み</u> <small>(注91)</small> <u>指針の普及・啓発を継続的に実施します。</u> |
| 92 | <u>学校教育及び社会教育における取組状況調査、ヒアリング調査等を実施し、必要に応じて事例集の更新を行います。</u> | 文部科学省 | <u>継続的に実施します。</u> |

イ 学校における消費者教育を推進・支援します。

| 施策番号 | 具体的施策 | 担当省庁等 | 実施時期 |
|------|---|------------------------------------|--|
| 93 | (略) | | |
| 94 | 新学習指導要領の内容を反映した副読本や教材などの作成、 <u>担当省庁、国民生活センター、金融広報中央委員会</u> が有する情報や知識を活用した教育・啓発事業及び教員の指導力向上を目指したセミナーの開催等については、文部科学省や教育委員会と連携を図るとともに、外部の専門家などの協力も得ながら、学校における消費者教育に対する支援を行います。 | 消費者庁 金融庁 総務省 法務省 関係省庁等 | <u>一部実施済み</u> <small>(注94)</small> <u>継続的に実施します。</u> |
| 95 | 大学生等に対する消費者問題の情報提供及び啓発を行うとともに、 <u>大学等及び社会教育における消費者教育の指針の普及・啓発を継続して実施します。</u> | 文部科学省 | 継続的に実施します。 |

(注91) 平成22年度に指針を作成。

(注94) 平成22年度に担当省庁等において教材等を作成。

| 変更前（旧） | | | | 変更後（新） | | | |
|-------------------------|--|---|-------------------------------|--|---|--|---------------------------------|
| ウ 地域における消費者教育を推進・支援します。 | | | | ウ 地域における消費者教育を推進・支援します。 | | | |
| 施策番号 | 具体的施策 | 担当省庁等 | 実施時期 | 施策番号 | 具体的施策 | 担当省庁等 | 実施時期 |
| 96 | それぞれの機関が有する情報や知識を活用した消費者教育用教材等の作成・配布、出前講座の実施、又は地域で開催される講座等への講師派遣などを行い、社会教育施設等地域における消費者教育の推進を行います。 | 消費者庁 公正取引委員会 金融庁 法務省 文部科学省 国民生活センター 金融広報中央委員会 | 継続的に実施します。 | 96 | 担当省庁、国民生活センター、金融広報中央委員会が有する情報や知識を活用した消費者教育用教材等の作成・配布、出前講座の実施、又は地域で開催される講座等への講師派遣などを行い、社会教育施設等地域における消費者教育の推進を行います。 | 消費者庁 公正取引委員会 金融庁 法務省 文部科学省 | 継続的に実施します。 |
| 97 | 教育関係者、消費者団体・NPO、企業・事業者団体等の多様な主体の参画・連携による消費者教育のための連携の場を創設するとともに、連携の際の役割分担や取組手法について検討し、その成果を全国的に情報提供します。 | 消費者庁 文部科学省 | 平成 22 年度中に検討し、次年度以降に成果を活用します。 | 97 | 教育関係者、消費者団体・NPO、企業・事業者団体等の多様な主体の参画・連携による消費者教育のための連携の場を創設するとともに、連携の際の役割分担や取組手法について検討し、その成果を全国的に情報提供します。 | 消費者庁 文部科学省 | 一部実施済み (注 97)。 継続的に実施します。 |
| 98 | 社会教育主事に対する研修の実施や社会教育における効果的な内容・手法に関する調査研究を実施すること等を通じて、公民館等の社会教育施設における消費者教育の推進を図ります。 | 文部科学省 | 継続的に実施します。 | 98 | 社会教育主事に対する研修の実施や大学等及び社会教育における消費者教育の指針の普及・啓発を通じて、公民館等の社会教育施設における消費者教育の推進を図ります。 | 文部科学省 | 継続的に実施します。 |
| | | | | (注 97) 平成 22 年 11 月より消費者教育推進会議を開催。関係省庁や多様な主体の連携による消費者教育普及のためのイベントを開催（平成 23 年 2 月）。 | | | |

変更前（旧）

工 消費者に対する普及啓発・情報提供に努めます。

| 施策番号 | 具体的施策 | 担当省庁等 | 実施時期 |
|--------|--|--------------|------------|
| 99～101 | (略) | | |
| 102 | 総務省、文部科学省及び通信関係団体等が連携し、子どもたちのインターネットの安全・安心利用に向けて、 <u>主に保護者及び教職員を対象とした啓発講座を実施します。</u> | 総務省 文部科学省 | 継続的に実施します。 |
| 103 | (略) | | |
| 104 | 消費者が適切な選択を行うことができるように、消費者向け講習会や関係団体のウェブサイトを通じ、リフォーム事業者等に関する情報提供の充実を図ります。 | 国土交通省 | 継続的に実施します。 |
| 105 | (略) | | |
| 106 | <u>地域の高齢者に身近な地域包括支援センターが、消費者被害を未然に防止するため、消費生活センター等と定期的な情報交換を行うとともに、民生委員、介護支援専門員、訪問介護員等に必要な情報提供を行い、消費者被害の防止に取り組みます。</u> | 厚生労働省 | 継続的に実施します。 |
| 107 | (略) | | |

(4) 消費者の意見の消費者政策への反映と透明性の確保

| 施策番号 | 具体的施策 | 担当省庁等 | 実施時期 |
|---------|-------|-------|------|
| 108～109 | (略) | | |

変更後（新）

工 消費者に対する普及啓発・情報提供に努めます。

| 施策番号 | 具体的施策 | 担当省庁等 | 実施時期 |
|--------|---|--------------|------------|
| 99～101 | (略) | | |
| 102 | 総務省、文部科学省及び通信関係団体等が連携し、子どもたちのインターネットの安全・安心利用に向けて、 <u>保護者、教職員及び児童生徒等</u> を対象とした啓発講座を実施します。 | 総務省 文部科学省 | 継続的に実施します。 |
| 103 | (略) | | |
| 104 | 消費者が適切な選択を行うことができるように、消費者向け講習会や関係団体のウェブサイトを通じ、リフォーム事業者や中古住宅流通等に関する情報提供の充実を図ります。 | 国土交通省 | 継続的に実施します。 |
| 105 | (略) | | |
| 106 | <u>市町村による成年後見制度の申立て等の助成を行う成年後見制度利用支援事業や市民後見人の養成等を行う市民後見推進事業、及び都道府県による市町村の市民後見の取組のバックアップや相談体制の整備を行う高齢者権利擁護等推進事業の実施等により、高齢者の権利擁護の推進を図ります。</u> | 厚生労働省 | 継続的に実施します。 |
| 107 | (略) | | |

(4) 消費者の意見の消費者政策への反映と透明性の確保

| 施策番号 | 具体的施策 | 担当省庁等 | 実施時期 |
|---------|-------|-------|------|
| 108～109 | (略) | | |

| 変更前（旧） | | | | 変更後（新） | | | |
|--|--|--------------|---|--|--|-------------|--|
| （５）消費者の被害等の救済と消費者の苦情処理・紛争解決の促進 | | | | （５）消費者の被害等の救済と消費者の苦情処理・紛争解決の促進 | | | |
| ア 消費者被害の救済のための制度の創設に向け検討を行います。 | | | | ア 消費者被害の救済のための制度の創設に向け検討を行います。 | | | |
| 施策番号 | 具体的施策 | 担当省庁等 | 実施時期 | 施策番号 | 具体的施策 | 担当省庁等 | 実施時期 |
| 110 | 加害者の財産の隠匿又は散逸の防止に関する制度を含め多数の消費者に被害を生じさせた者の不当な収益をはく奪し、被害者を救済するための制度について、いわゆる父権訴訟、適格消費者団体による損害賠償等団体訴訟制度、課徴金制度の活用を含めた幅広い検討を加え、消費者委員会の意見を聞きながら、必要な措置を講じます。 | 消費者庁 法務省 | 平成22年夏を 目途に論点の 整理を行い、平 成23年夏を目 途に制度の詳 細を含めた結 論を得ます。 | 110 | 加害者の財産の隠匿又は散逸の防止に関する制度を含め多数の消費者に被害を生じさせた者の不当な収益をはく奪し、被害者を救済するための制度について、いわゆる父権訴訟、適格消費者団体による損害賠償等団体訴訟制度、課徴金制度の活用を含めた幅広い検討を加え、消費者委員会の意見を聞きながら、必要な措置を講じます。 | 消費者庁 法務省 | 平成23年夏を 目途に制度の 詳細を含めた 結論を得た上、 平成24年常会 への法案提出 を目指します。 |
| 111 ～ 112 | (略) | | | 111 ～ 112 | (略) | | |
| イ 裁判外紛争処理手続（ADR）を行う関係機関等と連携し、消費者の苦情を適切かつ迅速に処理するとともに、紛争解決を着実に実施します。 | | | | イ 裁判外紛争処理手続（ADR）を行う関係機関等と連携し、消費者の苦情を適切かつ迅速に処理するとともに、紛争解決を着実に実施します。 | | | |
| 施策番号 | 具体的施策 | 担当省庁等 | 実施時期 | 施策番号 | 具体的施策 | 担当省庁等 | 実施時期 |
| 113 | 国民生活センター紛争解決委員会において、重要消費者紛争の和解の仲介等の手続を実施し、結果の概要を公表するとともに、消費者紛争について裁判外紛争解決手続を実施する地方公共団体及び民間ADR機関との連携を図ります。 | 国民生活セ ンター | 継続的に実施 します。 | 113 | 国民生活センター紛争解決委員会において、重要消費者紛争の和解の仲介等の手続を実施し、結果の概要を公表するとともに、消費者紛争について裁判外紛争解決手続を実施する地方公共団体及び民間ADR機関との連携を図ります。 | 消費者庁 | 継続的に実施 します。 |
| 114 | (略) | | | 114 | (略) | | |

| 変更前（旧） | | | | 変更後（新） | | | |
|--------|--|-------|--|--------|--|-------|-------------------|
| 施策番号 | 具体的施策 | 担当省庁等 | 実施時期 | 施策番号 | 具体的施策 | 担当省庁等 | 実施時期 |
| 115 | 金融分野における裁判外紛争解決制度の円滑な実施を図るとともに、金融トラブル連絡調整協議会等の枠組みも活用し、指定紛争解決機関間の連携の強化を図ります。 | 金融庁 | 継続的に実施します。 | 115 | 金融分野における裁判外紛争解決制度の円滑な実施を図るとともに、 <u>同制度の確実な浸透に向けた広報に取り組んでいきます。また、金融トラブル連絡調整協議会等の枠組みも活用し、指定紛争解決機関間の連携の強化を図ります。</u> | 金融庁 | 継続的に実施します。 |
| 116 | 民間賃貸住宅の契約トラブルを円滑に解決するために裁判外紛争処理手続制度（ADR）の活用を促進するとともに、関係者間において、紛争処理事例等の情報共有を図ります。 | 国土交通省 | <u>平成 22 年度からの実施を目指します。</u> | 116 | 民間賃貸住宅の契約トラブルを円滑に解決するために裁判外紛争処理手続制度（ADR）の活用を促進するとともに、関係者間において、紛争処理事例等の情報共有を図ります。 | 国土交通省 | <u>継続的に実施します。</u> |
| 117 | 住宅性能評価を受けた住宅及び住宅瑕疵担保責任保険を付した新築住宅に係る消費者と事業者との間に生じた紛争について、すべての弁護士会において、あっせん、調停及び仲裁を行い、紛争の迅速かつ適正な解決を図ります。 「住宅の品質確保の促進等に関する法律」に基づき指定された住宅紛争処理支援センターにおいて紛争処理業務の支援を行うとともに、消費者からの相談、助言及び苦情の処理を行い、消費者の利益の保護を図ります。さらに、当該業務を通じて収集した情報を消費者に提供することを検討します。 リフォーム工事や既存住宅売買に係る悪質リフォーム等のトラブルについての消費者相談や紛争処理のための体制を整備します。 | 国土交通省 | <u>及び</u> ：継続的に実施します。 ：平成 22 年度からの実施を目指します。 | 117 | 住宅性能評価を受けた住宅及び住宅瑕疵担保責任保険を付した新築住宅に係る消費者と事業者との間に生じた紛争について、すべての弁護士会において、あっせん、調停及び仲裁を行い、紛争の迅速かつ適正な解決を図ります。 「住宅の品質確保の促進等に関する法律」に基づき指定された住宅紛争処理支援センターにおいて紛争処理業務の支援を行うとともに、消費者からの相談、助言及び苦情の処理を行い、消費者の利益の保護を図ります。さらに、当該業務を通じて収集した情報を消費者に提供することを検討します。 リフォーム工事や既存住宅売買に係る悪質リフォーム等のトラブルについての消費者相談や紛争処理のための体制を整備します。 | 国土交通省 | <u>継続的に実施します。</u> |

| 変更前（旧） | | | | 変更後（新） | | | |
|---|--|----------|------------|---|---|-------|---|
| 施策番号 | 具体的施策 | 担当省庁等 | 実施時期 | 施策番号 | 具体的施策 | 担当省庁等 | 実施時期 |
| 118 | (略) | | | 118 | (略) | | |
| 119 | 消費者から直接受ける相談やそれに伴うあっせんについては体制を強化し、消費生活センターからの経路相談については各地相談窓口を支援するため、内容に応じた助言や情報提供のほか、必要に応じて事業者とのあっせんを行います。 | 国民生活センター | 継続的に実施します。 | 119 | 消費生活センター等への相談支援機能を強化するため、国民生活センターにおいて、経路相談を強化するとともに、土日祝日相談の実施など「消費者ホットライン」を通じた消費生活センターのバックアップに取り組み、内容に応じた助言や情報提供のほか、必要に応じて事業者とのあっせんを行います。 | 消費者庁 | 継続的に実施します。 |
| 120 | (略) | | | 120 | (略) | | |
| <p>2 地方公共団体、消費者団体等との連携・協働と消費者政策の実効性の確保・向上</p> <p>(1) 地方公共団体への支援・連携</p> <p>「地方消費者行政の充実・強化のためのプラン」に基づく施策の推進、「集中育成・強化期間」後に向けた取組を実施します。</p> | | | | <p>2 地方公共団体、消費者団体等との連携・協働と消費者政策の実効性の確保・向上</p> <p>(1) 地方公共団体への支援・連携</p> <p>「地方消費者行政の充実・強化のためのプラン」に基づく施策の推進、「集中育成・強化期間」後に向けた取組を実施します。</p> | | | |
| 施策番号 | 具体的施策 | 担当省庁等 | 実施時期 | 施策番号 | 具体的施策 | 担当省庁等 | 実施時期 |
| 121 | 「集中育成・強化期間」中においては、地方消費者行政活性化・消費生活相談体制の強化について、「地方消費者行政の充実・強化のためのプラン」に基づく施策を着実に推進します。また地方消費者行政推進本部において、知事や市町村長のリーダーシップのもとで進められる取組を支援するとともに、研修の充実などを通じた担当職員の一層の専門性の向上などに取り組みます。さらに、消費生活相談員の処遇の改善、地方消費者行政活性化基金の一層効果的な活用策について具体的な検討を行います。 | 消費者庁 | 直ちに着手します。 | 121 | 「集中育成・強化期間」中においては、地方消費者行政活性化・消費生活相談体制の強化について、「地方消費者行政の充実・強化のためのプラン」に基づく施策を着実に推進します。また地方消費者行政推進本部において、知事や市町村長のリーダーシップのもとで進められる取組を支援するとともに、研修の充実などを通じた担当職員の一層の専門性の向上などに取り組みます。さらに、消費生活相談員の処遇の改善、地方消費者行政活性化基金の一層効果的な活用策について具体的な検討を行います。 また、今回の「東日本大震災」で被害を受けた自治体のバックアップに取り組みます。 | 消費者庁 | 前段については、一部実施済み ^(注121) 。また、「プラン」に基づく施策については、平成22年度に引き続き実施します。 後段については、引き続き実施します。 |
| | | | | <p>(注121) 地方消費者行政活性化基金について、消費生活相談員の処遇改善へ活用可能とするなど、その運用の見直しを実施。</p> | | | |

| 変更前（旧） | | | | 変更後（新） | | | |
|--------|---|-------------------------|--------------------------|--------|---|---------------|--|
| 施策番号 | 具体的施策 | 担当省庁等 | 実施時期 | 施策番号 | 具体的施策 | 担当省庁等 | 実施時期 |
| 122 | 「集中育成・強化期間」後の地方消費者行政支援について、消費生活センターの法制上の位置づけや適正な配置、相談員の配置や処遇などの望ましい姿や、地方との役割分担等を踏まえた国による人材面、ノウハウ面、情報面、財政面などの支援、連携、協働の在り方について、 <u>地方消費者行政・消費生活相談体制の実態調査や消費者委員会における審議を踏まえ、</u> 一般的に検討を行います。 | 消費者庁 関係省庁等 | <u>平成 22 年度中に結論を得ます。</u> | 122 | 「集中育成・強化期間」後の地方消費者行政支援について、消費生活センターの法制上の位置づけや適正な配置、相談員の配置や処遇などの望ましい姿や、地方との役割分担等を踏まえた国による人材面、ノウハウ面、情報面、財政面などの支援、連携、協働の在り方について、 <u>地域住民の意思に基づく充実強化が図られるよう、地域主権改革の理念を踏まえ、地方消費者行政・消費生活相談体制の実態調査や消費者委員会における審議結果なども参考とし、</u> 一般的に検討を行います。 | 消費者庁 関係省庁等 | <u>平成 23 年度中に、消費者庁としての方針をまとめ、その具体化に取り組みます。</u> |
| 123 | 「消費者ホットライン」について、その運用や活用状況を踏まえつつ、消費者の利便に資する形で引き続き実施し、消費生活センターや相談窓口の周知徹底に努めます。また、通信事業者による通信環境の改善を待ちつつ、直接接続できる消費生活センターや相談窓口をさらに増やします。 | 消費者庁 <u>国民生活センター</u> | 継続的に実施します。 | 123 | 「消費者ホットライン」について、 <u>国民生活センターと連携して、</u> その運用や活用状況を踏まえつつ、消費者の利便に資する形で引き続き実施し、消費生活センターや相談窓口の周知徹底に努めます。また、通信事業者による通信環境の改善を待ちつつ、直接接続できる消費生活センターや相談窓口をさらに増やします。 <u>さらに、国民生活センターでは、現行の土日祝日相談に加えて、平日においても「消費者ホットライン」のバックアップに取り組みます。</u> | 消費者庁 | 継続的に実施します。 |
| 124 | (略) | | | 124 | (略) | | |
| 125 | <u>消費生活センターの相談処理や啓発の能力を高めるため、地方公共団体の職員、消費生活相談員を対象とした研修に重点を置き、地方の主要都市において消費生活相談員養成講座や専門事例講座等を実施します。</u> | <u>国民生活センター</u> | <u>継続的に実施します。</u> | 125 | 削除 | | |
| 126 | (略) | | | 126 | (略) | | |

| 変更前（旧） | | | | 変更後（新） | | | |
|---|---|-------|--|---|--|-------|---|
| （２）消費者団体等との連携 消費者団体等と連携し、それらの活動の促進を図ります。 | | | | （２）消費者団体等との連携 消費者団体等と連携し、それらの活動の促進を図ります。 | | | |
| 施策番号 | 具体的施策 | 担当省庁等 | 実施時期 | 施策番号 | 具体的施策 | 担当省庁等 | 実施時期 |
| 127 | （略） | | | 127 | （略） | | |
| 128 | 地域において適格消費者団体が設立され適切に運営されるように、また、消費者被害の未然防止・拡大防止の観点から、消費者団体訴訟制度の周知・広報及び説明を行うほか、適格消費者団体が業務を円滑に実施できるよう、 <u>国民生活センター等の有する消費生活相談情報の提供や、判決等の公表・周知を通じた情報面での支援等を実施します。</u> また、制度が濫用・悪用されないよう適格消費者団体の認定及び監督を適正に行います。 | 消費者庁 | <u>継続的に実施します。</u> | 128 | 地域において適格消費者団体が設立され適切に運営されるように、また、消費者被害の未然防止・拡大防止の観点から、消費者団体訴訟制度の周知・広報及び説明を行うほか、適格消費者団体が業務を円滑に実施できるよう、 <u>PIO - NET 端末の設置に向けて検討を進めることや、判決等の公表・周知を通じた情報面での支援等を実施します。</u> また、制度が濫用・悪用されないよう適格消費者団体の認定及び監督を適正に行います。 | 消費者庁 | <u>PIO - NET 端末の設置については、平成 23 年度内に利用可能となるよう具体化を進めます。その他については、継続的に実施します。</u> |
| 129 | （略） | | | 129 | （略） | | |
| （３）事業者や事業者団体による自主的な取組の促進 事業者団体等と連携し、事業者による適正な事業活動を支援します。 | | | | （３）事業者や事業者団体による自主的な取組の促進 事業者団体等と連携し、事業者による適正な事業活動を支援します。 | | | |
| 施策番号 | 具体的施策 | 担当省庁等 | 実施時期 | 施策番号 | 具体的施策 | 担当省庁等 | 実施時期 |
| 130 | 公益通報者保護法について、説明会の実施等による法の周知・啓発を引き続き図り、事業者や行政機関における公益通報窓口の整備等を促進します。 また、消費者委員会における検討を踏まえ、 <u>公益通報者保護法附則第 2 条の規定に従い、公益通報者保護の視点から、公益通報者保護法の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講じます。</u> | 消費者庁 | <u>前段について、継続的に実施します。後段について、平成 23 年 4 月を目途として実施します。</u> | 130 | 公益通報者保護法について、説明会の実施等による法の周知・啓発を引き続き図り、事業者や行政機関における公益通報窓口の整備等を促進します。 <u>消費者委員会報告等を踏まえ、法や通報処理制度の実態についての調査等を行います。</u> | 消費者庁 | <u>継続的に実施します。</u> |
| 131 ～ 132 | （略） | | | 131 ～ 132 | （略） | | |

| 変更前（旧） | | | | 変更後（新） | | | |
|---|---|------------------|---|---|--|---------|---|
| （４）行政組織体制の充実・強化 消費者政策に関する行政組織の整備と行政運営の改善を図ります。 | | | | （４）行政組織体制の充実・強化 消費者政策に関する行政組織の整備と行政運営の改善を図ります。 | | | |
| 施策番号 | 具体的施策 | 担当省庁等 | 実施時期 | 施策番号 | 具体的施策 | 担当省庁等 | 実施時期 |
| 133 | <u>国民生活センターが担っている消費者相談、相談員等を対象とした研修、商品テスト等の機能について、消費者庁や地方公共団体等との役割分担の明確化、連携の強化を図りつつ、その強化を加速します。</u> | 消費者庁 国民生活センター | <u>継続的に実施します。</u> | 133 | 削除 | | |
| 134 | 消費者庁へ移管・共管となった各法律の執行状況の点検・評価を行います。また、消費者の利益及び擁護の増進に関する法律についての消費者庁の関与の在り方、消費者行政に係る体制の更なる整備等について検討を行い、必要な措置を講じます。 | 消費者庁 | <u>前段について、平成 22 年度中に実施します。これを踏まえ、後段について、必要な措置を講じます。</u> | 134 | 消費者庁へ移管・共管となった各法律の執行状況の点検・評価を行います。また、消費者の利益及び擁護の増進に関する法律についての消費者庁の関与の在り方、消費者行政に係る体制の更なる整備等について検討を行い、必要な措置を講じます。 | 消費者庁 | <u>平成 23 年度においても引き続き点検・評価を実施します。結果を踏まえ必要な措置を講じます。</u> |
| 135 ～ 137 | (略) | | | 135 ～ 137 | (略) | | |
| 138 | 公正かつ自由な競争を促進し、一般消費者の利益を確保するため、競争政策を強力に実施し、価格カルテル・入札談合等に厳正に対処するとともに、必要に応じ、公正取引委員会の体制強化・機能拡充を図ります。 | 公正取引委員会 | 継続的に実施します。 | 138 | 公正かつ自由な競争を促進し、一般消費者の利益を確保するため、競争政策を強力に実施し、価格カルテル・入札談合等に厳正に対処するとともに <u>企業結合審査を的確に行い、必要に応じ、公正取引委員会の体制強化・機能拡充を図ります。</u> | 公正取引委員会 | 継続的に実施します。 |
| 139 | (略) | | | 139 | (略) | | |

| 変更前（旧） | | | | 変更後（新） | | | |
|---|---|-------|-------------------|---|---|-------|---------------------|
| 3 経済社会の発展への対応 (1) 環境に配慮した消費行動と事業活動の推進 環境に配慮した消費行動と事業活動を着実に推進します。 | | | | 3 経済社会の発展への対応 (1) 環境に配慮した消費行動と事業活動の推進 環境に配慮した消費行動と事業活動を着実に推進します。 | | | |
| 施策番号 | 具体的施策 | 担当省庁等 | 実施時期 | 施策番号 | 具体的施策 | 担当省庁等 | 実施時期 |
| 140 ～ 145 | (略) | | | 140 ～ 145 | (略) | | |
| 146 | 家庭生活から排出されるCO2削減等のエコライフを推進するために、 ・ウェブサイト上で利用できる「環境家計簿」により、各世帯が光熱水量の使用料を家計簿に記録して、CO2削減状況等をグラフ等で閲覧することができるなど、家庭からCO2削減等のエコライフに役立つ情報を発信します。 ・さらに、全国の家庭から、エコライフに関する活動の内容や成果を我が家の「eco宣言」として募集し、優れた活動に取り組んだと認められた家庭に対して表彰を行い、その活動を広く全国に発信します。 | 環境省 | <u>継続的に実施します。</u> | 146 | 家庭生活から排出されるCO2削減等のエコライフを推進するために、 ・ウェブサイト上で利用できる「環境家計簿」により、各世帯が光熱水量の使用料を家計簿に記録して、CO2削減状況等をグラフ等で閲覧することができるなど、家庭からCO2削減等のエコライフに役立つ情報を発信します。 ・さらに、全国の家庭から、エコライフに関する活動の内容や成果を我が家の「eco宣言」として募集し、優れた活動に取り組んだと認められた家庭に対して表彰を行い、その活動を広く全国に発信します。 | 環境省 | <u>事業仕分けの結果、廃止。</u> |
| 147 ～ 152 | (略) | | | 147 ～ 152 | (略) | | |

| 変更前（旧） | | | | 変更後（新） | | | |
|---|---|----------------------|--------------------------|---|---|----------------------|---|
| （２）高度情報通信社会の進展への的確な対応 高度情報通信社会の進展に係る施策についての的確に対応します。 | | | | （２）高度情報通信社会の進展への的確な対応 高度情報通信社会の進展に係る施策についての的確に対応します。 | | | |
| 施策番号 | 具体的施策 | 担当省庁等 | 実施時期 | 施策番号 | 具体的施策 | 担当省庁等 | 実施時期 |
| 153 | インターネットをはじめとする高度情報通信技術を活用した取引に関する消費者問題に関して、被害の抑止及び救済の実効性の確保など消費者の安全・安心の確保の在り方について、事業者や行政の国際的な動向や対応も踏まえて総合的な検討を行います。 | 消費者庁 総務省 経済産業省 | <u>平成 22 年度中に結論を得ます。</u> | 153 | インターネットをはじめとする高度情報通信技術を活用した取引に関する消費者問題に関して、被害の抑止及び救済の実効性の確保など消費者の安全・安心の確保の在り方について、事業者や行政の国際的な動向や対応も踏まえて総合的な検討を行います。 | 消費者庁 総務省 経済産業省 | <u>実施済み。</u> <u>（平成 23 年 3 月「インターネット取引に係る消費者の安全・安心に向けた取組について」の取りまとめ）</u> |
| （新設） | | | | 153 -2 | <u>インターネットをはじめとする高度情報通信技術を活用した取引に関する消費者問題に関し、被害の抑止及び救済の実効性の確保など消費者の安全・安心の確保に向けた施策について、以下の事項を中心に実施します。</u> <u>決済代行業者の名称、連絡先などの分かりやすい表示の仕組みの整備</u> <u>インターネット取引に係る事業者が守るべき表示の留意事項の提示</u> <u>広告表示に対するネット上の監視活動の強化</u> <u>越境取引に関する消費者トラブルの解決に向けた各国消費者相談窓口間のネットワークの構築</u> <u>関係事業者、消費者団体等の参加する「インターネット取引連絡会」（仮称）の運営</u> | 消費者庁 総務省 経済産業省 | <u>及び：平成 23 年度中に開始します。</u> <u>平成 23 年度中に実施します。</u> <u>継続的に実施します。</u> <u>平成 23 年度中に着手します。</u> |

| 変更前（旧） | | | | 変更後（新） | | | |
|-----------------|--|---------------------|--|-----------------|--|---------------------|--|
| 施策番号 | 具体的施策 | 担当省庁等 | 実施時期 | 施策番号 | 具体的施策 | 担当省庁等 | 実施時期 |
| 154 | 「特定電子メールの送信の適正化等に関する法律」について、電気通信に係る技術の水準その他の事情を勘案しつつ、その施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講じます。 「特定電子メールの送信の適正化等に関する法律」を厳正に運用します。 | 消費者庁 総務省 | <u>平成 22 年度中に結論を得ます。</u> 継続的に実施します。 | 154 | 「特定電子メールの送信の適正化等に関する法律」について、電気通信に係る技術の水準その他の事情を勘案しつつ、その施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講じます。 「特定電子メールの送信の適正化等に関する法律」を厳正に運用します。 | 消費者庁 総務省 | <u>検討の結果（注 154）を踏まえ、平成 23 年度中に、所要の措置を講じます。</u> 継続的に実施します。 |
| 155 | (略) | | | 155 | (略) | | |
| 156 | インターネットオークションに係る犯罪の取締りを推進するとともに、犯罪の取締りの状況に応じた注意喚起を実施します。 | 警察庁 | 平成 22 年度に実施します。 | 156 | インターネットオークションに係る犯罪の取締りを推進するとともに、犯罪の取締りの状況に応じた注意喚起を実施します。 | 警察庁 | 平成 23 年度に実施します。 |
| 157 | フィッシングに関する注意喚起を行うとともに、フィッシングに係る不正アクセス事犯の取締りを推進します。 送信ドメイン認証技術等のフィッシング対策にも有効な技術的対策について、その普及促進が円滑に取り運ぶよう支援します。 フィッシング被害を防止するため、関係機関と連携して「フィッシング対策協議会（以下、協議会）」を運営し、積極的な情報収集・提供、共有を行い、協議会会員を中心に対策実施を促進するとともに、一般消費者に対しても情報提供・注意喚起を行います。 | 警察庁 総務省 経済産業省 | <u>及び：平成 22 年度に実施します。</u> <u>継続的に実施します。</u> | 157 | フィッシングに関する注意喚起を行うとともに、フィッシングに係る不正アクセス事犯の取締りを推進します。 送信ドメイン認証技術等のフィッシング対策にも有効な技術的対策について、その普及促進が円滑に取り運ぶよう支援します。 フィッシング被害を防止するため、関係機関と連携して「フィッシング対策協議会（以下、協議会）」を運営し、積極的な情報収集・提供、共有を行い、協議会会員を中心に対策実施を促進するとともに、一般消費者に対しても情報提供・注意喚起を行います。 | 警察庁 総務省 経済産業省 | <u>平成 23 年度に実施します。</u> <u>継続的に実施します。</u> <u>平成 23 年秋を目途に活動方法の考え方に関する結論を得て、平成 24 年度からの実施を目指します。</u> |
| 158 ～ 167 | (略) | | | 158 ～ 167 | (略) | | |

(注 154) 「迷惑メールへの対応の在り方に関する検討WG」(平成 22 年 9 月以降開催)における提言。

| 変更前（旧） | | | | 変更後（新） | | | |
|-----------------------------------|---|-------|--------------|-----------------------------------|---|---------------|--------------|
| （３）国際化の進展への対応 国際化の進展に的確に対応します。 | | | | （３）国際化の進展への対応 国際化の進展に的確に対応します。 | | | |
| 施策 番号 | 具体的施策 | 担当省庁等 | 実施時期 | 施策 番号 | 具体的施策 | 担当省庁等 | 実施時期 |
| 168 ～ 170 | （略） | | | 168 ～ 170 | （略） | | |
| 171 | 越境電子商取引の普及に伴って発生する日本の消費者と外国の事業者の間又は日本の事業者と外国の消費者の間の電子商取引のトラブルについて、諸外国と連携しつつ、その内容の分析、有効な解決手法の検討等を行います。 | 経済産業省 | 引き続き検討を行います。 | 171 | 越境電子商取引の普及に伴って発生する日本の消費者と外国の事業者の間又は日本の事業者と外国の消費者の間の電子商取引のトラブルについて、諸外国と連携しつつ、その内容の分析、有効な解決手法の検討等を行います。 | 消費者庁 経済産業省 | 引き続き検討を行います。 |